

国立大学法人和歌山大学固定資産の減損に関する取扱要綱

制 定 平成18年10月 5日

法人和歌山大学規程第 534 号

最終改正 令和 6年11月26日

(処理方針)

第1 国立大学法人和歌山大学会計規則（以下「会計規則」という。）第32条第3項に基づく、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における固定資産の減損に係る会計処理については、固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準（以下「減損会計基準」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象資産)

第2 会計規則第32条第2項に規定する減損対象資産は、国立大学法人和歌山大学予算・決算事務取扱規程第2条第1項に規定する有形固定資産及び無形固定資産のうち、次に掲げる資産以外の資産とする。

(1) 次に掲げるもの全てに該当する資産

ア 「機械装置」、「工具器具備品」、「船舶」、「車両運搬具」、「その他の有形固定資産」又は「無形固定資産」（償却資産に限る。）であること。

イ 取得価格が5,000万円未満であること。

ウ 耐用年数が10年未満であること。

(2) 前号に該当するものを除く備忘価格の固定資産

(3) 第1号イに該当し、第1号ウに該当しない「工具器具備品」のうち、以下に掲げるもの。

ア 執務用什器類

イ 講義用什器類

ウ 金庫類

エ スポーツ機器・器具類

(4) 「構築物」のうち、次に掲げるもの

ア 緑化施設

イ 圍障

(5) 教育研究用図書

(6) 収蔵品や美術品。ただし、他のものによる代替可能性があり、教育研究上の利用価値に変化がないものに限る。

(減損の兆候)

第3 財産管理担当役は、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該資産について減損を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。

(1) 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画等の想定に照らし、著しく低下（取得時の想定と比して50%以上）しているか、あるいは低下する見込であること。

## 固定資産の減損に関する取扱要綱

- (2) 固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下（取得時の想定と比して50%以上）させる変化が生じたか、あるいは生ずる見込であること。
  - (3) 固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営の環境が著しく悪化（取得時の想定と比して50%以上）したか、あるいは悪化する見込であること。
  - (4) 固定資産の市場価格が著しく下落（帳簿価格からの下落割合が50%以上）したこと。
  - (5) 本学が固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったこと。
- 3 各財産管理担当役の補助者は、減損の兆候の有無について、当該固定資産管理区分について、土地、建物、構築物については1棟単位ごとに、その他の有形固定資産及び無形固定資産については、1台もしくは一式単位ごとに、その使用状況等を常に把握しておかなければならない。ただし、複数の固定資産が一体となってそのサービスを提供するものと認められる場合には、減損の兆候の有無については、これらの資産を一体として判定するものとする。
- 4 各財産管理担当役の補助者は、毎年12月1日に減損の兆候について調査し、その調査結果について財産管理担当役に報告しなければならない。ただし、調査日以降において、第3第2項第5号に該当する事象があるときは、その都度、財産管理担当役に報告するものとする。
- 第4 財産管理担当役は、財産管理担当役の補助者からの報告により、減損の兆候があると判断されたものについて、次に掲げる場合に該当するときは、減損を認識しなければならない。
- (1) 第3第2項第1号から第3号までに該当する場合であって、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないとき。
  - (2) 第3第2項第4号に該当する場合であって、当該資産の市場価格の回復の見込があると認められないとき。
  - (3) 第3第2項第5号に該当する場合であって、使用しないという決定が当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以降使用しないという決定であるとき。
- 2 財産管理担当役は、第3第4項の各財産管理担当役の補助者からの「減損の兆候」の内容及びこれらに対する「減損の認識」の判定結果について、直近の財務・施設委員会に付議し、役員会の議決を経なければならない。
- (減損の測定)
- 第5 財産管理担当役は、減損の認識を行った固定資産について、帳簿価額が回収可能サービス価額を上回るときは、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額しなければならない。
- (減損の会計処理)
- 第6 予算・決算担当役は、減損の兆候、認識、測定の結果について、減損会計基準に従い所定の会計処理を行うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成18年10月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1082号）

この改正取扱要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和6年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2785号）

この改正取扱要綱は、令和6年12月1日から施行する。